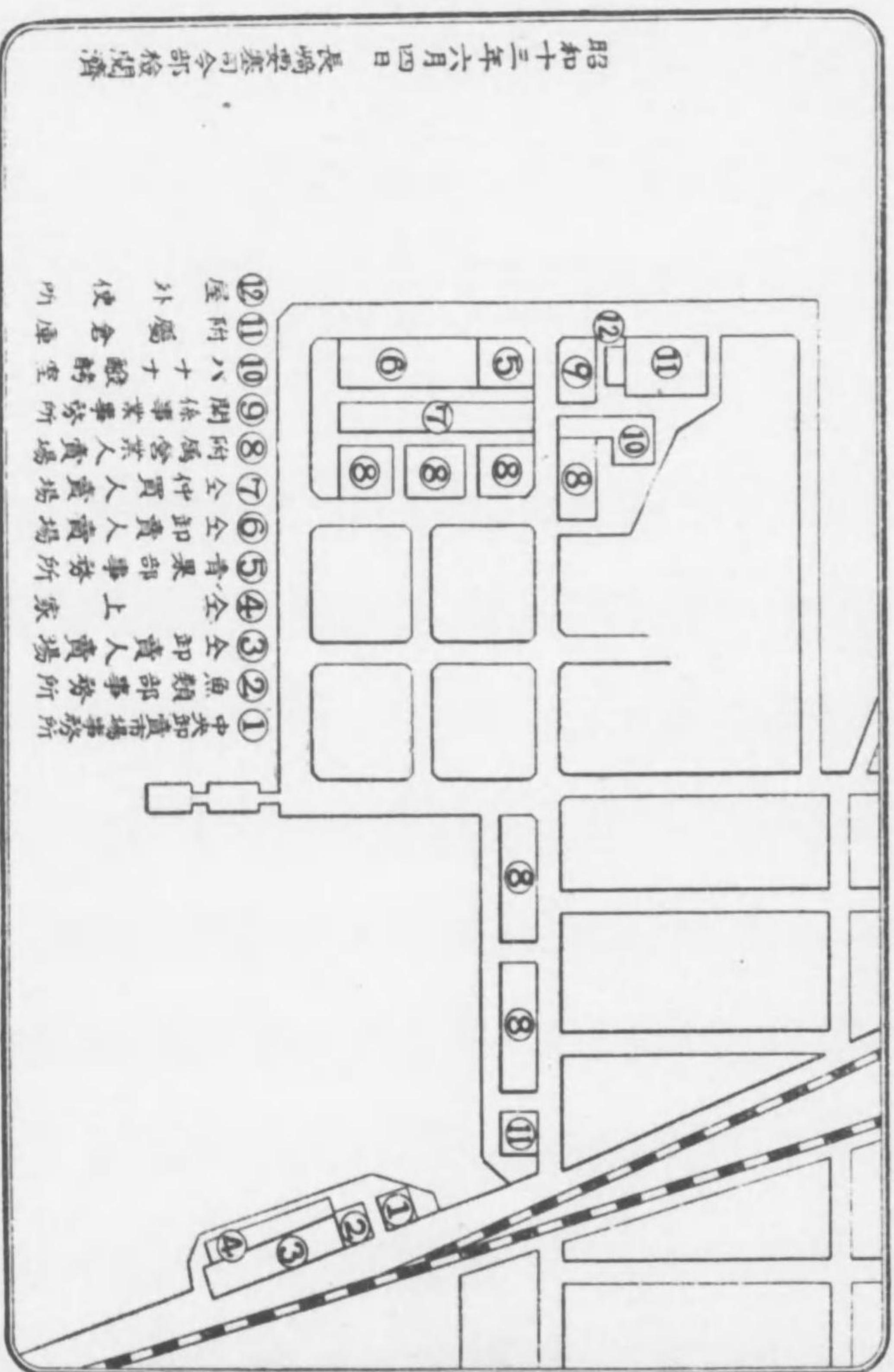


始



佐世保市中央卸賣市場配置圖



昭和十三年六月四日 長崎要塞司令部検査官

屋附八十九十數萬人賣場
外屬事業事務所
使倉販賣人賣場
所庫

佐世保市中央卸賣市場概要

目 次

一、沿革	一
二、位置及用地の面積	一
三、建設費	一
四、設備	一
五、取扱品目	一
六、取扱品目の部類分	一
七、取扱見込高	一
八、組織	一
(イ) 開設者	一
(ロ) 卸賣人	一



(ハ) 仲買人 二三
（ニ）附屬營業人 二四
（ホ）買出人 二五

佐世保市中央卸賣市場概要

一、沿革

本市は大正八年本邦市營卸賣市場の魁として公設卸賣(青果)市場を、同九年には市營魚市場を開設して、生鮮食料品配給組織の上に一大革新を齎したのである。爾來本市は右二市場の管理經營に一段の努力を拂ひ、内容を充實し取引を合理化して、市場業者の地位を安定し、消費者の利益を圖る一面亦生産者の福利増進に最善を盡した結果、二市場共年々進展し優秀な成績を收めて來たが適々昭和四年十二月六大都市を除く中都市指定の、第一期に中央卸賣市場法の適用を受けることとなり、本市を初め早岐町、相浦町、中里村、皆瀬村、大野村、柚木村の一市二町四ヶ村を、佐世保市の中卸賣市場區域として指定されたのである。

當時本市の右區域内に於ける既設の食料品卸賣機關としては前記の佐世保市公設卸賣市場、同市營魚市場、早岐魚市場、相浦魚市場、日野魚市場、船越魚市場の六ヶ市場と、之に市場類似の機關として、日宇漁業組合共同販賣所、長崎縣郡部水產會聯合水產物販賣斡旋所を加へ八ヶ所存在して居

た。

右市場中、早岐、相浦、日野、船越の各魚市場は相當古い歴史があり、就中、早岐魚市場は元祿年間に創設され本地方に於ける最も古い市場として傳へられ、他の三ヶ市場も四、五十年及至六十年の沿革を有して居るのである。

佐世保市の市営魚市場のみは、最近の建築で規模も大きく又設備も完備し理想的の卸賣市場であるが、同じ市営でも公設卸賣市場の方は、大正八年應急的に建設した關係もあり、位置の不適當は元より規模設備共に不完全にして、取引量の増大した今日の市場としては不利不便多大にして本市場の移轉改築は焦眉の急とせられたのである、殊に本市営を除く他の既設市場の悉くが規模設備の小は勿論として制度組織、取引方法などにも不合理な点多々あり、これ等の市場を整理統制して市場の取引を合理化することは、都市産業政策上極めて緊要なことであつた。

前記の如き状況に鑑み區域指定の直後の昭和五年度より、中央卸賣市場開設の基礎的調査に着手し昭和七年度に於ては大体右の調査を了したが、此の調査の結果は愈々本市に中央卸賣市場開設の緊要なるを認識したので、直ちに開設計画の大綱を樹てたが、當時機未だ熟せず正式に市會に提案する迄には至らなかつた、爾來調査は依然として繼續して居たが、更に昭和九年度に於て具体的計畫

を樹立し、即ち昭和十年度同十一年度の二ヶ年繼續事業として貳拾七萬五千圓の開設豫算を編成し昭和十年三月の市會に正式提案して議決を得たのである。

昭和十年四月右市會の決議に基き、縣經由開設認可の申請をなしたが、種々の支障あり認可が後れた爲め計畫を一ヶ年繰下け、昭和十一年度同十二年度の繼續事業に變更するの已むなき事情に立ち至つたのである。

昭和十一年九月待望の開設並分場設置の認可があり、越へて同十二年一月起債も許可されたので、茲に愈々工を起し爾來工事も順調に進行し、本年三月主要工事は大体竣工し五月全工事の竣工を告げ六月十六日竣工式を舉行し得ることとなつたのである本市が中央卸賣市場の區域に指定されて以來、今日開場する迄の經過を摘記すれば左の通りである。

開 設 經 過

區 域 指 定

昭和四年十二月二十三日

二、位置及用地の面積

本場の位置は佐世保驛鐵道用地に接續し又佐世保港に面し海陸交通機關との連絡に極めて利便である。

中央卸賣市場の位置としての主要條件である、鐵道並に船舶の如き運輸機關と直接連絡し、而かも一面市内配給にも至便であるから理想的な位置と言ひ得るであらう。尤も本市が軍港であり殊に時局の關係もあり、海面の埋立等が不可能にして、魚類部に接續する用地を得られず己むなく青果部の用地は民家に中斷された位置を選定した關係上、鐵道と直接の連絡なく此の點聊か不利とも觀られ遺憾である。

早岐及相浦分場の用地は鐵道に直接の連絡はないが海に面して居り、魚類部の市場として引荷には極めて有利な位置を占めて居る、本分場に於ては他地方への送荷なき關係上、引荷と地元への配給の便を考慮し用地の選定に當つた譯である。

今本分場別に用地面積の詳細を表はせば左の通りである。

佐世保本場總面積

四二四二、坪七〇

佐世保市三浦町地先市有埋立地

一、三六二、坪七二

鐵道用地

七一六、坪一四

壇濱町地先市有埋立地

五七三、坪八四

萬津町地先市有埋立地（北側）

五七九、坪五〇

全 全

（南側）一、〇一〇、坪五〇

早岐分場

二四〇、坪一六

東彼杵郡早岐町浦免

二五〇、坪〇〇

佐世保市相浦免

二五〇、坪〇〇

三、建設費

昭和十一年度同十二年度の二ヶ年繼續事業にして開設費豫算は二十七萬五千圓であるが、之は今回建設費のみであるから、中央卸賣市場の開設と同時に、魚類部の設備に充當したところの舊市

營魚市場の建設費二十三萬三千圓、水産倉庫の建設費二萬三千圓と、萬津町用地の埋立費二十五萬七千五百八十圓を合算するときは、建設費總額は七十八萬八千五百八十圓となる。

今其の内譯を表示すれば左の通りである。

中央卸賣市場建設費内譯

費目	中央卸賣市場	舊市營魚市場	舊水產倉庫	萬津町埋立費	計
豫備費	一五、三二五	一九、三〇〇	一七、五六〇	二五、一二五	八、〇九一
雜費					
設備費					
建築費	一八三、七一五	一〇一、一〇〇	二三、〇〇〇		
用地費	三九、一〇〇圓	九八、六八四圓	二五七、五八〇圓	三九五、三六四圓	
費目	開設費	設施費	設施費	萬津町埋立費	
	中央卸賣市場	舊市營魚市場	舊水產倉庫		

計	二七五、〇〇〇	二三三、〇〇〇	二三、〇〇〇	二五七、五八〇	七八八、五八〇
---	---------	---------	--------	---------	---------

備 考

一、水産倉庫の用地費は市営魚市場の用地費中に包含されてゐる。

一、萬津町埋立費の二十五萬七千五百八十圓は中央卸賣市場用地に充當した坪數壹千五百九十坪に埋立費平均坪當單價百六十二圓を乗じたる額である。

次に又今回建設したところの本場分場の建設費内譯を夫々表示すれば左の通りである。

中央卸賣市場開設費（自昭和十一年度）内 譯

費目	本 場	早岐 分場	相浦 分場	計
建築費	一五九、四一五	一一、三九五	一二、九〇五	一八三、七一五
用地費	一〇、〇〇〇圓	一二、一五〇圓	一六、九五〇圓	三九、一〇〇圓

設備費	一五、七〇〇	九一〇	九五〇	一七、五〇〇
雜費	一八、〇〇〇	六五〇	六五〇	一九、三〇〇
豫備費	一五、三三五			一五、三三五
計	二一八、四四〇	二五、一〇五	三一、四五五	二七五、〇〇〇

備 考

相浦分場は未建築にして本場と同時に開場するに至らなかつた。

四、設 備

中央卸賣市場の設備如何は、直に其の取引に影響する重要な事柄であるから、計畫設計に際して相當研究考慮を拂つたのである。

本市場は事務所、卸賣人賣場、仲買人賣場、上屋等主要建物を初め、倉庫、附屬賣店、醸酵室、市

(四)事務室				(三)附營業人賣場屬						(二)仲買人賣場		
事關係事所業	卸青賣果人部	卸生賣魚人部	市中央卸賣場	丁全棟	丙全棟	乙全棟	甲萬津町	乙全棟	甲鹽濱町	青果部		
右全	右全	右全	階外木造スレート葺二	右全	右全	右全	階外木造スレート葺二	右全	階外木造スレート葺二	平木造スレート葺		
平屋建			モルタル塗二							平屋建		
四 五九	五 五	六 六	六 五八	六〇	六〇	五九	七五	五九	七五	一一六		
四 五九	一 一〇	一 三二	一 三〇	一〇八	一〇八	一〇七	一三五	二一五	一三五	一一六		
セ卸建事浴地 リ賣坪務場階、 人六室、理髮室、 會社六坪中三宿、 於テ建設坪泊階堂、 建設八室、				右全	住宅兼用	右全	右全	右全	住宅兼用	青果部	卸賣人賣場	二併

種別	構造	数量	備考
物	坪	坪	
一、建			
(一) 卸賣人賣場			
生魚部	鐵骨スレート葺	二、四八九	賣場ノ一方ニ仲買人賣
青果部	平屋建吹抜	三、一六三	場ヲ設備ス
肉類部	木造スレート葺	四三	
木造スレート葺外部	平屋建吹抜	五五	
モルタル塗二階建		六	
二五		五	
二八〇		五	
二五		五	
五〇		五	

場館等の如く市場の補助的機關も悉く之を建設し、又鐵道引込線、繫船岸壁、場内通路、起重機等の如き交通運輸上の設備より給水並に淨化裝置、理髮所、診療所、請願巡査詰所及監督員配置の様な衛生保安上の設備、浴場、瓦斯、電燈、電話等の設備に至る迄卸賣市場に於ける一式の設備は、之を完備して市場の機能發揮上遺憾ながらしむることとした。

建物及設備ノ種類及構造一覽表

(一) 岸壁	二、設備	(三) 酸酵室	(二) 診療所	(四) 渡廊下	全全(九)便所 甲乙
青果部	鹽干魚部	生魚部	青果部	右魚部	青右右 果部全全
青果部	鹽干魚部	生魚部	青果部	右全	右右右 全全全
一四 三間四間〇間		三七	六	一〇五、	六六〇五、
右全	一般ノ荷上ニ兼用	三七	六	一〇五、	六六〇五、

(八) 仲仕部屋	(七) 防熱倉庫	(六) 倉庫						(五) 上屋
右全	生魚部	丁全	丙全	乙全	甲萬津町	塩濱町	生魚部	青果部
平木屋建	平鐵屋筋建スレーツ葺	棟	棟	棟	棟	棟	平木造スレーツ葺	平木屋造スレーツ葺
三八	二四	右全	右全	右全	平木屋造スレーツ葺	塗二階建モルタル	平木造スレーツ葺	平鐵骨外部モルタル
三八	二四	五〇	五〇	五〇	一二四	一二二	一七五	一八七
		五〇	五〇	五〇	二三二	二二	一七五	一八七
					其他階、 二階、地務所、倉庫、 倉庫、		置ス	生魚部卸賣人賣場ニ併
							青果部卸賣人賣場ニ併	

(六) 引込線設備	(五)荷上設備	(四)衛生設備	(三)洗場濫設備内	(二)排水設備	(二)電燈設備	(一)給水設備
生魚部	各部	各生魚部	右全	生魚部	各生魚部	各生魚部
一式	一式	一式	一式	一式	一式	一式
延長ノ生魚部共用トス	現長セリ 備生魚部ニ起 重機一機設	改良便所裝置	右全			

(九)洗場設備	(八)宿泊所設備	(七)陳列所設備	(六)理髮所設備	(五)食堂設備	(四)浴場設備	(三)醸酵室設備	(二)補 裝
青果部	右全	右全	右全	右全	生魚部	青果部	萬津漁生 町部
一式	一式	一式	一式	一式	一式	三七坪	二、〇七 二七三〇坪〇坪八坪
							市有地一、 鐵道用地三六二坪 七一六坪

(三) 附屬市場館	(二) 附屬營業人賣場	(一) 卸賣人賣場	一、建 物	早岐分場	(五) 衛生設備	(四) 電燈設備	(三) 排水設備	(二) 給水設備
三五	五六	四二	一四三、五		一式	一式	一式	一式
七〇	九二一、五	四二	二一三、五					
會議室、階、 食堂、事務室、 宿泊所、 二仲仕部	充ツ既設ノ建物ヲ以テ之ニ							

(一) 補 裝	二、設 備	(五) 便 所	(四) 冰 倉 庫	(三) 倉 庫	(二) 附 屬 市 場 館	(一) 卸 賣 人 賣 場	一、建 物	相 浦 分 場
	一〇〇	屋外木建部造モスルタル塗平	平鐵屋建コンクリート	右全平屋建	階外木建部造モスルタル塗葺二	木屋造ス吹抜ト葺		
				五	一〇	三五	一〇三	
				五	一〇	七〇	一三八	
						泊賣地室、 店二階、事務室、 會議室、食堂、宿		

(四) 倉庫	(五) 氷倉庫	(六) 便所	二、設備	(一) 補装	(二) 給水設備	(三) 排水設備	(四) 電燈設備	(五) 衛生設備
四、五	三	三		一〇〇	一式	一式	一式	一式
四、五	三	三						
四、五	三	三						

備考

本表中生魚部ニ屬スル建物及設備ハ總テ昭和四年竣工シタル既設ノ市營魚市場ノ建物設備ナリ。中央卸賣市場開設ト同時ニ市營魚市場ハ生魚部ニ充當スペキ豫定ナルヲ以テ本表中ニ包含掲記セリ

五、取扱品目

取扱品目は中卸賣市場法第一條規定の生鮮食料品即ち魚類、肉類、鳥類、卵、蔬菜及果實の六品種であるが、市營青果市場當時よりの慣習もあり同條第二項に依り許可を得て漬物、乾物も特に取扱ふことになつてゐる。

六、取扱品目の部類分

本市に於ては從來の慣習乃至は取引の實情等に鑑み、部は成べく少數に限定するを有利とし、魚類部、青果部、肉類部の三部に分け其の取扱品種を左の通り所屬決定したのである。

魚類部 鮮魚介類、塙干魚介類、海獸肉類、海藻類及其の製品
青果部 蔬菜、果實、菌茸及其の製品、鳥卵、漬物、乾物類
肉類部 獣肉類及其の製品

七、取扱見込高

最近の市營卸賣市場の實績に徴し中央卸賣市場開設後の成績を觀るに、本場、分場(早岐、相浦)を通ずる賣上高總額は左の通り五百萬圓に達するであらう。

生 魚	二百八十五萬圓
鹽 干 魚	六十萬圓
果 類	百五十萬圓
	五萬圓

八、組 織

中央卸賣市場に於ては、市場を管理經營するところの開設者、取扱品目の販賣委託を受け又は買付を爲し之を仲買人に販賣するところの卸賣人、卸賣人より大量に買入れて小賣人其の他に分割販賣する仲買人、其他市場の業務に附帶するところの業務を營む所謂附屬營業人があり、之等の業者を以て本市場の人的構成をなして居る。

(1) 開 設 者

開設者は勿論佐世保市である。市は本市場を直營とせず、下記の卸賣人を收容して賣買取引の業務は一式これに委ね、市自らは市場の管理經營者として設備に對する使用料を徵收し嚴正な監督を行なして、公正明朗な取引の遂行を期して居る。

(2) 卸 賣 人

卸賣人は產地又は集散地の荷主から販賣の委託を受けた物品を轉賣の方法に依り仲買人その他の賣買參加者に販賣して、委託者から一定の手數料を收受することを主たる營業とするもので、其の業

務に就ては地方長官の許可を要するのである。

業務の性質上在來市場に於ける所謂問屋と大体同一と觀て差支なく、又本縣市場取締規則の委託賣買業者に該當するものと解しても大した誤りではない。

卸賣人は法規に依り取扱品目の部類毎に許可を要するので、前記の魚類部卸賣人に株式會社佐世保魚市場を、青果部卸賣人に佐世保青果卸賣株式會社を夫々許可收容し、肉類部のみは目下適任者の物色中で未だ收容するに至らない。

今卸賣人の内容を詳細に表示すれば左の通りである。

卸賣人會社一覽表

(第一表)

部別	會社名	資本金	設立年月日	業務許可年月日	代表取締役氏名
魚類部	株式會社佐世保魚市場	二二五、〇〇〇圓	昭和三、三	昭和三、六	小倉重治
青果部	青果卸賣株式會社	四〇〇、〇〇〇圓	大正九、一七	昭和十三、六	ヲ定メズ

(第二表)

會社名	事務所坪數	坪賣數場	賣台數	員從數業	人仲數買	參加者數買	備考
株式會社佐世保魚市場	本場延一三二	五五六	一六	五五三	二五	一九七	一部賣店トスハ
佐世保青果卸賣株式會社	延一一〇	二八〇	設ヶズ	三五	四七	四〇	

(八) 仲買人

仲買人とは驛に參加し卸賣人より直接買受けを爲し、これを適當に選別し細分して小賣人其の他の買出人に販賣し又は他地方に移送販賣する業とする者を謂ふ。仲買人は其の業務に關し市長の許可を要し又許可は卸賣人同様取扱品目の部類毎に爲されるのである。本市場に於ては魚類部、青果部の二部に仲買人を設け、肉類部には設けぬことにしてゐる。仲買人數の最高限度及現在員數を示せば左の通りである。

部 別

業務規程施行規則
ニ依ル最高員數

現 在 員 數

魚類部

本分場ヲ通ジ 一〇〇名

相早岐分場 二五名
相浦分場 九名

青果部

七〇名

四七名

猶ほ本市場に於て市營卸賣市場當時よりの慣習もあり取引の實情に鑑み小仲買人制度も設けて居る。小仲買人とは市長の許可を受け、仲買人に附屬し其の名義を以て、耀に參加し卸賣人より買受けを爲し得る者である。然し買受代金の精算は卸賣人と直接せず、所屬親仲買人との間になし卸賣人に対する責任は仲買人が其の責を負ふのである。小仲買も取扱品目の部類毎に許可を要するが、現在の部類別員數は左の通りである。

部 別

現 在 員 數

魚類部

一九七名

青果部

四〇名

(二) 附屬營業人

附屬營業人は市長の許可を受けて市場業務に附隨する業務を營む者である。

本市に於て現在許可して居る附屬營業人は左の通り三十九人である。

倉庫業	一人
運送業	二人
食堂	五人
理髮業	一人
物品販賣業	二九人

(水) 買出人

買出人は小賣商を主とし其の他料理營業者等で仲買人を通じ買受を爲す者で、時期に依り多少の増減はあるも、魚類部の毎日の平均買出人は約壹千人、青果部の夫れは七八百人に及ぶ状態である。

昭和拾參年六月拾日印刷

昭和拾參年六月拾六日發行

編輯者
佐世保市勸業課

佐世保市高砂町五五番地

印刷所 石田印刷所

電話二七六三番

佐世保市高砂町五五番地

印刷人 松尾波也

終

15
17